

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 収納事務の委託【保健福祉局地域福祉部認知症支援・介護予防センター】 2
- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 3
- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 4

◇ 公 告

- 北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理審議会委員の選挙期日【建築都市局折尾総合整備事務所区画整理事業課】 5
- 北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理審議会委員の選挙人名簿の縦覧【建築都市局折尾総合整備事務所区画整理事業課】 6

北九州市告示第 250 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、印刷機プリペイドカードの売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 29 年 5 月 16 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
NPO 法人喫茶やすらぎ	北九州市小倉北区馬借一丁目 7 番 1 号	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第251号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成29年5月16日

北九州市長 北 橋 健 治

育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
ニック調剤薬局小倉店	旧	北九州市小倉北区馬借二丁目6番3号	平成29年4月1日
	新	北九州市小倉北区馬借二丁目6番4号	
訪問看護ステーションなずな	旧	北九州市八幡西区則松七丁目22番23-202号	平成29年4月23日
	新	北九州市八幡西区則松七丁目22番1-201号	

北九州市告示第252号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第69条第3号の規定により次のとおり告示する。

平成29年5月16日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
有限会社ニノミヤ薬局	北九州市若松区波打町7番5号	廃止のため	平成29年4月6日
タカサキ薬局祇園店	北九州市八幡東区祇園四丁目1番20号	廃止のため	平成29年3月31日

北九州市公告第 3 2 4 号

土地区画整理法施行令（昭和 3 0 年政令第 4 7 号）第 1 9 条の規定により、北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理審議会委員の選挙期日を次のとおり公告する。

平成 2 9 年 5 月 1 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

選挙期日 平成 2 9 年 8 月 2 0 日

北九州市公告第 3 2 5 号

土地区画整理法施行令（昭和 3 0 年政令第 4 7 号）第 2 1 条第 1 項の規定により、北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理審議会委員の選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 5 月 1 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 縦覧期間

平成 2 9 年 7 月 3 日から同月 1 6 日まで

2 縦覧場所及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧時間
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号 北九州市建築都市局整備部区画整理課	日曜日及び土曜日を除く毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
北九州市八幡西区北鷹見町 1 3 番 1 0 号 オリオンプラザ 2 階 北九州市建築都市局折尾総合整備事務所区画整理事業課	毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで